

平成28年度 サービスステーションつゆくさ 事業計画

はじめに

サービスステーション事業を始めて14年目に入る。事業名が「日中一時支援事業」になり、緊急時の利用が優先なのはもちろん、余暇支援の利用も増えている。また、ご利用になる方は障がいの重い方が中心ではあるが、年々新規の利用者さんも増え、利用者さんやご家族の生活を支えるために必要なサービスとなっている。

事業所として、利用者さんが生活していく上で自分の「居場所」と感じてもらえるよう安心したサービスを提供することとする。

1. 事業目的

障がいをお持ちの方及びそのご家族の負担軽減を図ると共に地域でより豊かな生活が送れるようにサポートすることを目的とする。

2. 事業内容

営業時間 月～金 9時30分～18時30分（土日・祝日を除く）

サービス提供時間 月～日 24時間 ※休業日 12月29日～1月3日

※協力日 あかぎの響感謝祭当日

24時間対応型で、ご本人とご家族の希望にそったサービスをマンツーマンで提供している。（同一時間帯 定員6名）

現在は前橋市・渋川市・伊勢崎市・吉岡町の障がいを持つ方々の登録者が、およそ146名いる。

3. 事業目標

- ご利用希望者が年々増えてきているので、事故や怪我が起こらないよう特に週末は環境面の整備や車両の配車、時間配分を行い支援を行う。
- 宿泊利用も年々増加傾向にあるため、宿泊体験を除き緊急を要すると判断した場合のみ検討し、最大限受入れができるよう尽力する。
- 新規登録希望者に施設見学や面談を行う。現在はご利用が多く希望に添えない場合があるが、緊急時にはできる限り体制が整えられるよう配慮する。
- ステーションネットに積極的に参加し、意見交換を交わし共有することで今後のサービス提供につなげる。また、その中で県への要望書を作成し提出する。
- ステーション会議やケース会議を実施し、今後のサービス提供につなげる。
- 「なかま」「すずしろ」の「日中一時支援事業」と連携を図る。

4. 利用予定表

<登録人数>

市町村	前橋市	渋川市	伊勢崎市	吉岡町	桐生市	合計							
登録人数 (人)	121	20	2	3	0	146							
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計

※平成28年度～前橋市も「介護登録通知依頼書」は更新制

※桐生市は委託契約を結んでいるが、利用されている方はなし。

<利用時間>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
※	500	500	400	550	600	400	450	400	400	400	400	600	5600

※=契約市町村の利用予定時間の合計

5. 職 員

職名 (職種)	職員名	在籍人数
管理者	石関 穎子	1
管理者代行 (サービス提供責任者)	小池 拓哉	1
常勤職員 (介護支援員)	柴田 琴美	1
非常勤登録職員	※職員名簿 参照	3 6

平成28年度 ヘルパーステーションつゆくさ 事業計画

1. はじめに

ヘルパーステーションつゆくさでは、利用者の生活の安定、社会参加、余暇活動の充実、また家族の介護負担軽減のため、サービスの提供をしている。平成28年度は開所12年目を迎える、より一層利用者及び家族のニーズに応えるように努力し、利用者主体の支援の充実と地域との共生を図る。

2. 事業方針

居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るよう、利用者の身体その他の状況と環境に応じて生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。移動支援事業では社会参加、余暇の支援の充実が図られるよう援助する。また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

3. 事業目標

- (1) サービス提供にあたっての重点
 - ・ 利用者や家族のニーズに添えるよう定期的に聞き取りを行って支援計画の作成を行う。
 - ・ 従業員の専門性を高めるよう、技術指導を目的とした会議や研修を定期的に開催する。
 - ・ 様々な職員が支援に入っても同じ支援が出来るように、マニュアル作成やケース会議を行う。
- (2) サービス提供にあたっての留意点
 - ・ 利用者の安全や健康、清潔を確保する。
 - ・ 外出の際には行動計画を立て円滑なサービス提供ができるよう留意する。
 - ・ 社会参加において適切な行動を身に付けられるよう援助する。
 - ・ 充実した余暇活動ができるよう支援する。
 - ・ 利用者の持っている力を生かした支援に留意する。

事業目標を達成するため、各部署との連携を図りより良いサービスの提供に努める。

4. 居宅介護等計画

居宅介護及び行動援護利用者に対し、アセスメントを行い、本人・家族の想いや方針を聞き取り、個別の介護計画を作成する。計画書を基に、本人・保護者より承諾をいただき、介護計画に基づいて支援を行う。介護計画は、年2回見直しを行う。個々の状態に合わせて目標や支援を変更していく、より良い支援を提供できるよう努める。

5. 概要

【障害福祉サービス】

- (1) 事業名 居宅介護・重度訪問介護・行動援護
- (2) 営業時間・サービス提供時間
 - ・ 営業時間 AM9:00～PM6:00 月曜日～金曜日（土日・祭日を除く）
 - ・ サービス提供時間 AM6:00～PM9:00 月曜日～日曜日
 - ・ ※休業日 12月29日～1月3日
 - ・ ※協力日 あかぎの響感謝祭当日
- (3) 利用者数 居宅介護 7名
- (4) 事業内容
 - ・ 身体障害者・知的障害者、及び障害児の居宅介護・重度訪問介護・行動援護
 - ・ 居宅介護については、特定事業所加算Iの基準によるサービス運営の実施
 - ① 居宅介護計画の作成

居宅介護サービスの提供

- 身体介護
- 家事援助
- 通院乗降介助
- 通院介助
- 生活に関する相談・助言
- 利用者からの相談・助言

② 行動援護計画の作成

行動援護サービスの提供

- 外出介護及び外出のために前後に行う身体介護的対応
- 利用者からの相談・助言

(5) 利用目標時間

単位：時間

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
居宅介護	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,760

※重度訪問介護にあっては契約者無し

※行動援護にあっては、行動援護の利用者が移動支援に切り替えたため契約者無し

(6) 居宅介護事業目標事業収入・・・平成28年度 14,100,000 円

居宅・行動援護事業収入見込み・・・平成27年度 13,430,000 円

- ・平成28年度は、平成27年10月より居宅介護の支給決定時間増加の方が1名、新規利用の方が1名増加し、4月～9月（6か月）分の収入が見込まれる。また、常勤職員が増加した事によって新規利用者を受け入れ、平成27年度と比べ事業収入約5%増収を目標とする。

【移動支援事業】

(1) 事業名 前橋市移動支援事業・渋川市移動支援事業・伊勢崎市移動支援事業

(2) 営業時間・サービス提供時間

障害福祉サービスの基準に準じる

(3) 利用者数 前橋市42名 渋川市4名

(4) 事業内容

前橋市移動支援事業・渋川市移動支援事業・伊勢崎市移動支援事業の受託

・移動支援事業サービスの提供

○余暇活動、社会参加のための外出支援

○社会生活上不可欠な外出支援

＜事業の支援方法（前橋市）＞

- 個別支援型 常に利用対象者1人に対してサービス提供者が1人以上で実施する。

- グループ支援型 複数の利用対象者に対し、サービス提供者が1人で実施する。

但し、この場合のサービス提供者に対する利用者の人数の比率は3倍を超えてはならない。

- 自立支援型 利用対象者のうち一定期間の訓練を行うことにより単独で通勤、通学、若しくは通所することが可能になることが見込まれる場合に、常に利用対象者1人に対して、サービス提供者が1人で実施する。

※ 渋川市にあっては個別支援型のみ

(5) 利用目標時間（前橋市において年4回以上を目標とし、グループ支援を計画していく）単位：時間

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
前橋市	265	265	325	265	265	325	265	325	265	265	325	265	3,420
渋川市	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
計	274	274	334	274	274	334	274	334	274	274	334	274	3,528

※グループ支援開催予定月・・・6月（ボウリング） 9月（カラオケ）

11月（ボウリング） 2月（カラオケ）

(6) 移動支援事業目標事業収入・・・平成28年度 8,600,000円

平成27年度 8,220,000円（見込み）

・平成28年度は、定期的に利用されている方へのサービス提供時間を相談・調整することによって、新規利用者を受け入れ、平成27年度に比べ事業収入を約5%増やすことを目標とする。

【総合目標事業収入額】・・・22,700,000円

6. 職員構成

管理者	・・・	1名
管理者代行	・・・	1名
サービス提供責任者（居宅介護・移動支援サービス提供責任者兼務）	・・・	1名
従業者（兼務）	・・・	33名

7. 保健

- ① 全従業員に対し、定期的な健康診断を実施する（年1回）
- ② 衛生管理、健康管理のための指導を行う

8. 研修

サービスの質の向上、また、従業員の資質向上のため事業所内外での研修を計画的に実施する。
<目的>研修を行うことで専門性を高め、サービスの質の向上を図る
<内容>月1回以上の研修の実施

9. 会議

<目的>ヘルパーアンケート調査の実施
<内容>① 年2回の職員向けアンケート調査の実施
② 月1回のヘルパーアンケート調査の実施

10. 雇用

- ① 安定したサービス提供ができるよう、人材雇用の増進を図る
- ② 雇用推進機関の活用

11. 送迎

- ① 福祉有償運送・その他の送迎
 - ・事業所車両を利用しての移動は、原則福祉有償運送（120円/km）とする。
但し【2人介護可】または【グループ支援】に限り、車両使用料（500円）と移動料金（25円/km）にて運送サービスを行う。尚、グループ支援の場合、各利用者より車両使用料（500円）をいただき、移動料金（25円/km）は同グループで人数割りして精算を行う。また駐車場等の料金も同様とする。

② ヘルパーステーションつゆくさはーと事業

- (1) ヘルパーステーションつゆくさを利用する利用者に限定し、尚、且つ福祉有償運送・その他
の送迎が使用できない場合において適用する。
- (2) 料金体系は下記の通りとする。

送迎距離	金額
0 kmから 4 km以下	200円
4 kmを超え 8 km以下	400円
8 kmを超え 12 km以下	600円
12 km以上	800円

平成28年度 つゆ草クラブ事業計画

1. はじめに

つゆ草クラブが障害福祉サービス事業所となり7年目となった。利用者さんも中高生が増え、毎年卒業生を送り出し、新しい利用者さんとして小学生が徐々に増えてきている。障害児をとりまく、社会制度やご家族のニーズが変わる中、安定したサービスの提供ができるよう、今年度は隔月に1回の休日開所を行うことにした。また、つゆ草クラブの支援内容を再度確認し合い、利用している児童が放課後や長期休みを友だちと楽しく有意義な時間を過ごせるよう、サービスを提供する事とする。

2. 基本方針

利用している児童が日々の活動のなかで日常生活における基本動作を習得し、また社会性の確立や集団生活に適応できるよう、児童ひとり一人の年齢や心身、障害の状況、その児童の置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をする。

3. 事業目標

療育を必要としている児童が、放課後や長期休みに安全で楽しく通える場を設け、利用している児童とそのご家族の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立ち、集団という組織の中で社会性を培えるような社会適応支援と個別支援等適切なサービスの提供をする。

- (1) 個々の障害の特性を理解し、児童に自分自身のボディーイメージを高められるような体全体のマッサージを行う。また腹筋、背筋、膝など、児童ひとり一人にあった体操や手指の遊びを取り入れ、身辺自立や集団生活適応へ向けての支援をする。
- (2) 戸外での散歩や遊び、活動を取り入れ、足腰や皮膚を鍛えて、落ち着いて作業や学習に取り組めるような体を作り、遊びや集団活動のルールを学習出来るような支援をする。
- (3) 季節の行事や遊びを取り入れ、文化活動や地域の活動などに参加して、社会のルールやマナーを学習出来るような支援をする。
- (4) おやつを提供する事により、咀嚼力の向上、食事のマナーが学習できるような支援をする。
- (5) 学校までの送迎サービスを提供することにより、保護者に負担をかけることなく、スムーズにサービスの提供が出来るようとする。

4. 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地

つゆ草クラブ

前橋市富士見町小沢117-8

- (2) 定員

10名（定員緩和措置あり） 登録利用者数 26名

- (3) サービス提供時間

・平日 : 月曜日～金曜日 午後 1:30～午後5:30

事業所が指定した土曜日（隔月1回） 午前10:00～午後4:00

・事業所が指定した長期休み開所期間

：月曜日～金曜日 午前10:00～午後4:00

※休日 土日、祝日、夏期休暇（8月中に2回）、年末年始（12月29日から1月3日）

ただし、事業所が必要と認めた行事等を行う場合はこの限りではない。

(4) 職員構成

職　名	氏　名
管理者	石関 稔子
管理者代行・児童発達支援管理責任者	酒井 基
指導員・リーダー	下田 由香里
指導員	熊谷 茂
	福本 正志
	小池 高志
	木暮 陽子
	松澤 文江
	戸塚 美希
	関口 久予
	パートA
運転手	東海林 洋之

《デイリープログラム》

① 平日用（月～金）

13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	30	18:00
開所 受け入れ	個別体操 倒立・腹筋	創作活動 手先の活動・本読み	戸外活動 おやつ・片付け	散歩	体を大きく使う活動	閉所 お迎え

② 学校休業日（長期休み、土曜日）

10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
開所 受け入れ	戸外活動 散歩	昼食	個別体操 倒立・腹筋	戸外活動 散歩	体を大きく使う活動	閉所 お迎え

平成 28 年度年間計画

	内容	
	事業所	個別支援計画
4月	・春休み開所実施	・放課後等デイサービス計画の作成 ・ケース会議
5月	・職員研修	・保護者への説明・確認（書面）
6月	・11日休日開所（ハイキング）	
7月	・職員研修 ・夏休み開所実施 ・避難訓練	
8月	・夏休み開所実施・夏期休暇 ・食事会12日・16日	
9月	・10日休日開所	・放課後等デイサービス計画の 課題の振り返りと修正 ・ケース会議
10月	・16日休日開所（ふれあい・ゆうあい 交流フェスタ） ・あかぎの響感謝祭	・保護者への説明・確認 (希望者面談)
11月	・3日休日開所（県民マラソン）	
12月	・冬休み開所実施 ・避難訓練 ・ボウリング体験	
1月	・冬休み開所実施 ・14日休日開所	
2月	・職員研修	・放課後等デイサービス計画の まとめの作成
3月	・11日休日開所（ハイキング） ・春休み開所実施	・ケース会議 ・保護者への説明・確認と来年度の アンケート（面談）

平成 28 年度予定利用者数

平成28年度 第2つゆ草クラブ事業計画

1. はじめに

第2つゆ草クラブが障害福祉サービス事業所として開所して6年目を迎える。利用者様は小学校高学年、中学生と、思春期を迎える方が中心となり、支援に男性職員の人手が益々必要となってきている。前年度より、障害児をとりまく社会制度やご家族のニーズが変わる中、安定したサービスの提供が出来るようにと月に1回行ってきた土曜開所は、予想より利用者様が多くニーズがあることを確認出来た。前年度は、つゆ草クラブと同建物内にて同時開所をしてきたが、他事業との兼ね合いで人員の確保が難しい月も多かった。安定して安全なサービスの提供をさせていただけるよう、28年度は年4回の休日行事開所の他、つゆ草クラブと隔月で交代しながら各事業所にて開所することとした。また、第2つゆ草クラブの支援内容を再度確認し合い、利用している児童が放課後や長期休みを友達と楽しく有意義な時間を過ごせるよう、サービスを提供する事とする。

2. 基本方針

利用している児童が日々の活動のなかで日常生活における基本動作を習得し、また社会性の確立や集団生活に適応できるよう、児童ひとり一人の年齢や心身、障害の状況、その児童の置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をする。

3. 事業目標

療育を必要としている児童が、放課後や長期休みに安全で楽しく通える場を設け、利用している児童とそのご家族の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立ち、集団という組織の中で社会性を培えるような社会適応支援と個別支援等適切なサービスの提供をする。

- (1) 個々の障害の特性を理解し、児童に自分自身のボディーイメージを高められるような体全体のマッサージを行う。また腹筋、背筋、膝など、児童ひとり一人にあった体操や手指の遊びを取り入れ、身辺自立や集団生活適応へ向けての支援をする。
- (2) 戸外での散歩や遊び、活動を取り入れ、足腰や皮膚を鍛えて、落ち着いて作業や学習に取り組めるような体を作り、遊びや集団活動のルールを学習出来るような支援をする。
- (3) 季節の行事や遊びを取り入れ、文化活動や地域の活動などに参加して、社会のルールやマナーを学習出来るような支援をする。
- (4) おやつを提供する事により、咀嚼力の向上、食事のマナーが学習できるような支援をする。
- (5) 学校までの送迎サービスを提供することにより、保護者に負担をかけることなく、スムーズにサービスの提供が出来るようとする。

4. 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地

第2つゆ草クラブ
前橋市富士見町田島704

- (2) 定員

10名（定員緩和措置あり） 登録利用者数 21名
利用者様の成長に伴い、第2つゆ草クラブの建物面積で13名まで受け入れると、建物内で過ごす時間帯が危険な為、28年度は最大12名までの受け入れとする。

- (3) サービス提供時間

・平日 : 月曜日～金曜日 午後 1:30～午後5:30
事業所が指定した土曜日(隔月1回) 午前10:00～午後4:00

・事業所が指定した長期休み開所期間 : 月曜日～金曜日 午前10:00～午後4:00

※休日 土日、祝日、夏期休暇（8月中に2回）、年末年始(12月29日から1月3日)
ただし、事業所が必要と認めた行事等を行う場合はこの限りではない。

(4) 職員構成

職名	氏名
管理者	石関 稔子
管理者代行	酒井 基
児童発達支援管理責任者	角田 ちひろ
指導員	涌澤 紀美恵
	近野 靖洋
	岡本 栄子
	平石 悅子
	小林 幸子
	宮崎 重雄
	パートA

《デイリープログラム》

① 平日用

13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	30	18:00
開所	受け入れ	個別体操	倒立・腹筋	創作活動	手先を使う活動・本読み	おやつ・片付け
						体を大きく使う活動
						お迎え
						個別体操
						閉所

② 学校休業日(土曜開所)

10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
開所	受け入れ	戸外活動	散歩	昼食	個別体操	倒立・腹筋
						散歩
						戸外活動
						お迎え
						閉所

③ 学校休業日(長期休み等)

10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
開所	受け入れ	戸外活動	散歩	昼食	個別体操	倒立・腹筋
						散歩
						戸外活動
						お迎え
						閉所

平成 28 年度年間計画

	内容	
	事業所	個別支援計画
4月	・春休み開所実施	・放課後等デイサービス計画書の作成
5月	・職員研修	・保護者への説明・確認
6月	・11日 行事開所（ハイキング）	
7月	・職員研修 　・9日 土曜開所 ・夏休み開所実施 ・避難訓練	
8月	・夏休み開所実施・夏期休暇 ・食事会	・検討会議
9月		・前期放課後等デイサービス計画の 課題の振り返りと修正
10月	・16日 ふれあい・ゆうあい交流フェスタ ・あかぎの響 感謝祭	・保護者への説明・確認（面談）
11月	・3日 県民マラソン	
12月	・17日 土曜開所 ・冬休み開所実施 ・避難訓練 ・ボウリング体験	
1月	・冬休み開所実施	
2月	・職員研修 ・25日 行事開所（ハイキング）	・検討会議
3月	・春休み開所実施	・放課後等デイサービス計画の まとめの作成 ・保護者へのアンケート（面談）

平成28年度 ふれんどハウス 事業計画

1. 基本方針

ふれんどハウスは利用者が地域で共同生活住居において自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の身体及び精神の状態に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、相談その他日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うこととする。

2. 事業目標

- (1) 入居者の個性が活かされ、日々協力し合い、いたわり合い過ごせるよう支援する。
- (2) 個人の内面の可能性に配慮し、健康で安定した生活が行うことが出来るよう支援する。
- (3) 生活について

平日は、就労継続支援B型事業所等へ通所し、休日は、家庭への帰省、余暇活動、買い物等が行えるよう支援する。

個人を尊重し、自立に向けてできる事（居室の掃除・洗濯・余暇など）を増やし、できない事（食事・入浴・外出の準備・生活作り・金銭管理・購入・安全確保）は安心して生活や活動が行えるよう支援する。特に重度入居者への配慮を心掛ける。また、個々のニーズを把握することに努めることや、休日を家庭で過ごすことも取り入れていく。

- (4) 金銭管理について

入居者の預り金管理、運営費の管理

- (5) 成年後見人制度の活用

利用者の親や親族は高齢化を迎えており、将来を見据えた制度活用を考える。

- (6) その他

家族との連絡、日々の安全確保、近隣との付き合いに配慮する。

3. 個別支援計画

利用者に対し、アセスメントを行い、本人・家族の想いや方針を聞き取り、個別の支援計画を作成する。計画書を基に、本人・保護者等より承諾をいただき支援を行う。

支援計画は、基本的に年2回見直しを行う。必要に応じ、個々の状態に合わせて目標や支援の変更や、ご本人・保護者等や関係機関等と定期的に面談やケース会議等を行い、より良い支援を提供できるよう努める。

4. 概要

【障害福祉サービス】

- (1) 施設の名称及び所在地
ふれんどハウス
群馬県前橋市富士見町田島704番地
- (2) 定員 5名
- (3) 事業名 共同生活援助事業（グループホーム）
- (4) 営業時間・サービス提供時間

営業時間 AM 9 : 0 0 ~ PM 6 : 0 0 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
サービス提供時間 24 時間 365 日

（5）事業内容

知的障害者の共同生活援助サービスの提供

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 利用者に対する相談
- 食事、入浴の提供
- 健康管理・金銭管理の援助
- 余暇活動の支援
- 緊急時の対応
- 職場等との連絡調整
- 財産管理等の日常生活に必要な援助

5. 職員構成

管理者 ・・・ 1名

管理者は、従業者の管理、共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

管理者代行 ・・・ 1名

管理者代行は、管理者不在時の対応及び指揮の他、サービスの質の向上、リスクマネジメントや他機関との連携等を包括的に管理する。

サービス管理責任者 ・・・ 1名（管理者代行兼務）

サービス管理責任者は、共同生活介護計画の作成に関する業務のほか、基準第144条に定める業務を行う。

生活支援員 ・・・ 4名

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護等を行う。

世話人 ・・・ 20名

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

6. 宿直制の継続

夜間において直接的支援が必要のない利用者が利用する日のみ、1名以上の宿直者を夜間支援員として配置し、緊急時に備える。

- 配置時間・・・PM9：00～AM6：30
業務内容・・・居室・施設へ夜間1回以上の見回り、緊急時の対応等
設備・・・建物内に宿直室を設置し、睡眠設備を整備する。
その他・・・緊急時対応の業務を行った場合は勤務時間とする。

7. 他機関との連携

ヘルパー事業所等と密に連携を行い、重度障害者等個別支援が必要と認められる利用者に対して、安定した生活が行うことが出来るよう居宅介護サービスの活用、余暇が充実出来るよう移動支援事業サービスや地域資源を積極的に活用していく。

日中活動支援施設と密に連携を行い、利用者さんの状況の変化の把握に努めていく。

8. 運営について

平成27年度までは、ふれんどハウスの食材に関する発注をなかもが担当しておりましたが、平成28年度からは、ふれんどハウスが一括して担当してしていく。

9. 健康について

健康を害すると長期化する恐れもあることや、本人たちからは疾病に対しての訴えも乏しいので、日々の体調のチェック、服薬管理、健康診断受診、通院の付き添い、日常生活の中での体力増進に心掛け、万全な体制を整えるよう配慮する。

利用者5名は日中活動の場として就労継続支援B型事業所等の利用をしており、病気に対する早期の対応が出来るよう連携も密に行っていく。

インフルエンザに対し、年間を通して注意が必要とされる。予防接種等の実施も含め、日常の予防対策（手洗い・うがい・消毒等）を徹底し実施していく。

家族と密に連携し、心身状況の変化、通院状況や服薬内容の変更の把握に努め、適切な対応を行っていく。また、必要に応じてアセスメントを丁寧に行い、病歴や対応方法の把握に努める。

10. 防災対策

消防設備その他の非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的な訓練・研修等を行う。

（目標）

- ① 定期的な避難訓練等の実施
- ② 消防機関との積極的な連携

11. 地域との連携

この事業の運営にあたっては、地域に開かれたホームとし、地域の住民やボランティア等の連携及び協力をすることとし、地域との深い交流につとめるようにする。

1 2. 保健

- ① 全従業員に対し、定期的な健康診断を実施する（年1回 ※夜勤者は年2回以上）。
- ② 衛生管理、健康管理のための指導を行う。

1 3. 研修及び会議

サービスの質の向上、また、従業員の資質向上のため事業所内外での研修を計画的に実施する。

＜目標＞

研修を行うことで専門性を高め、技術の向上を図る。

＜内容＞

- ① 月1回以上のケース会議の実施
- ② 定期的な個別研修の実施
- ③ 年2回以上の全体研修の実施

1 4. 年間行事予定

	＜イベント＞	＜個別支援計画＞
H 28 4月	・誕生日祝 ・外出支援（お花見）	①前期個別支援計画作成 ②ケース会議 ③個別支援計画の説明（書面）
5月	・誕生日祝 ・外出支援（ボウリング）	
6月	・外出支援（温泉）	
7月	・誕生日祝 ・外出支援（カラオケ）	
8月	・バーベキュー・外出支援（温泉）	
9月	・誕生日祝 ・外出支援（カラオケ） ・防災訓練	①モニタリング ②説明・聞き取り（面談）
10月	・誕生日祝 ・外出支援（紅葉狩り）	③後期個別支援計画作成 ③ケース会議 ③個別支援計画の説明（書面）
11月	・外出支援（温泉）	
12月	・クリスマスパーティー ・外出支援（群馬フローラパーク）	
1月	・新年会 ・外出支援（初詣）	
2月	・節分行事 ・外出支援（温泉）	
3月	・外出支援（温泉） ・防災訓練	①モニタリング ②説明・聞き取り（面談）